

# G20 建設業退職金共済制度

初版 平成22年7月

# 建設業退職金共済制度について

## 1 制度とは

この制度は、建設業の事業主が建退共県支部（建設業退職金共済組組合長野県支部：(社)長野県建設業協会内）と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に建退共県支部が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ「共済証紙」をはり、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、建退共県支部が直接労働者に退職金を支払うものである。

建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法に基づき創設された。これによって、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定をはかり、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとしている。

労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われるという仕組みになっており、労働者が次々と現場を移動し、事業主が変わっても、建設業で働いた日数は全部通算できるようになっている。

したがって、建設業の事業主が協力しあつての制度であり、もれなく制度に加入することが必要である。

## 2 加入手続き及び共済証紙等の扱い

「加入手続き」及び「退職金申請」等の手続きは、建退共県支部で扱い、「共済証紙」の販売及び「退職金の支払い」は、もより金融機関が代理店となり扱っている。

## 3 標識（シール）の掲示と下請に対する指導

工事を受注した事業主は、制度に対する下請の事業主と労働者の意識の高場を図るため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に下記標識（シール）を掲示する。

なお、掲示については、平成11年3月18日付け建設省経済局長より周知徹底するようにの依頼による。

### 建設業退職金共済制度 適用事業主工事現場

退職金共済手帳に共済証紙を貼りましょう  
退職金共済手帳の更新を忘れずに

建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合  
建設業退職金共済事業本部

■長野県支部 〒380-0824長野市南石堂町1230  
電話 026(28)7200

## 4 建設業退職金共済組合の掛金収納書

請負代金の額が、800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、請負契約締結後、1カ月以内に、建設業退職金共済組合の発行する発注者用掛金収納書を提出しなければならない。

なお、期間内に収納書を提出できない特別の理由がある場合は、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定を申し出なければならない。

### ○建設業退職金共済制度の普及徹底について

平成11年4月13日 11監第47号

発注機関の長あて 土木部長

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、職場や雇い主を転々とする建設労働者にとって唯一の退職金制度であり、建設業における労働福祉の増進に重要な役割を担っております。

そのため、県におきましても、業者指名に当たっては建退共制度への加入を十分尊重することとし、また800万円以上の請負契約においては発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を徴収するなど、建退共制度の普及徹底のための各種対策を講じてきたところです。

しかしながら、加入の状況、履行の状況は必ずしも十分なものとは言い難く、今般、労働省、建設省及び勤労者退職金共済機構において建退共制度改善方策が取りまとめられ別添のとおり建設省建設経済局長から通知されたところです。

つきましては、今後発注する工事にあつては、下記事項に十分留意され、建退共制度の加入促進及び履行確保が一層徹底されるようご配意願います。

#### 記

- 1 800万円以上の工事契約を締結した場合においては、収納書（別紙1）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後1カ月以内に提出させるものとする。  
ただし、期限内に収納書を提出できない、又は建退共制度の対象労働者を雇用しないため共済証紙を購入しない等の事情がある場合は、あらかじめ発注機関に申し出させるものとする。
- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があったときは、その理由（期限内に提出できない場合は共済証紙の購入予定時期を含む。）を書面により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、第2項のただし書において工期途中で対象労働者を雇用することとなったとき、又は請負契約書の増額変更により受注業者が共済証紙を追加購入したときは、収納書を工事完成時まで提出させるものとする。

なお、請負契約額の増額変更があった場合において、受注業者が共済証紙の追加購入をしなかったときは、その理由を書面により申し出させるものとする。

- 5 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共県支部（建設業退職金共済組合長野県支部：（社）長野県建設業協会内）に

対し、共済証紙の受払い簿その他関係書類の提出を求めるものとする。

- 6 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることを留意するものとする。

なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機関が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算定された値が示されていることを踏まえ、当該値に

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$$
 を乗じた値を参考とすべきであることを留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

- 7 発注機関は、現場説明会等機会あるごとに、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、上記に掲げる事項のほか、以下の事項を加入業者に周知するものとする。

- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

別添（省略）



共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。  
 したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[ \frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right]$  を乗じた値を参考とすること。

工事種別 総工事費	土木 (平均)							その他の土木
	舗装	橋梁等	隧道	堰	浚渫・埋立			
1000 ~ 9999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000		
10000 ~ 49999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000		
50000 ~ 99999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000		
100000 ~ 499999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000		
500000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000		

工事種別 総工事費	建築 (平均)			設備 (平均)		
	住宅・同設備	非住宅・同設備		屋外の電気等	機械器具設置	
1000 ~ 9999千円	4.8/1000	3.2/1000		2.9/1000	2.2/1000	
10000 ~ 49999千円	2.9/1000	3.0/1000		2.1/1000	1.7/1000	
50000 ~ 99999千円	2.7/1000	2.5/1000		1.8/1000	1.4/1000	
100000 ~ 499999千円	2.2/1000	2.1/1000		1.4/1000	1.1/1000	
500000千円以上	2.0/1000	1.8/1000		1.1/1000	1.1/1000	

(注) 総工事費とは、評負契約者（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。